

# 監督指導事例

## 事例 1 (製造業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者4名について、労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（複数月平均80時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月91時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の情報を産業医に提供していなかったことから、指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 大企業の事業場において、労働者4名について、労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（複数月平均80時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月91時間）が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第36条第6項に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたこと（労働基準法第36条違反）については是正勧告
- ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の情報を産業医に情報提供を行っていなかった。

#### 労働基準監督署の対応

時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の情報を産業医に情報提供していなかったこと（労働安全衛生法第13条違反）については是正勧告

←参考資料1-1参照



### 時間外労働の上限規制

2019年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。

(注1) 中小企業については、令和2年4月1日から適用です。

(注2) 建設事業など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

### 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供

産業医を選任した事業者は、**産業医に対し、以下のアからウまでの情報を提供しなければなりません。**

ア ①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置に関する情報（措置を講じない場合は、その旨・理由）

イ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名、当該労働者の超えた時間に関する情報

ウ 労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

# 監督指導事例

## 事例2 (運送業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超える違法な時間外労働（最長：月107時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 時間外労働の割増賃金について、いわゆる固定残業代制を採用しており、実際の時間外労働に対して不足が認められたことから、指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者1名について、1か月100時間を超える時間外・休日労働（最長：月107時間）が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超えて時間外労働を行わせたこと（労働基準法第32条違反）について是正勧告
- ② 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 時間外労働の割増賃金について、いわゆる固定残業代制を採用しており、実際の時間外労働に対して不足が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

時間外労働の割増賃金について、いわゆる固定残業代制を採用しており、実際の時間外労働を基に法定計算で割増賃金を算定したところ不足が生じていたことから、全額支払っていないこと（労働基準法第37条違反）について是正勧告



#### 過重労働による健康障害防止 ←参考資料1-2参照

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

##### 次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間（※）を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること

（※）2019年4月1日から1か月当たり100時間から80時間に要件を拡大。

##### 事業場で定めた基準（※）に該当する労働者

- （※）① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申し出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
- ② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるよう、**客観的な方法等により、労働時間の状況を把握しなければなりません。**



面接指導の  
実施義務



面接指導その他  
これに準ずる措  
置を実施する努  
力義務